

平成30年第3回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

平成30年9月20日（木曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | | |
|-------|-----|-----|-------|-------------|
| No. 4 | 6番 | 南 館 | かつえ 君 | (P 33～P 38) |
| No. 5 | 7番 | 藤 田 | 節 夫 君 | (P 39～P 58) |
| No. 6 | 14番 | 大 石 | 雪 雄 君 | (P 59～P 66) |

・出席議員（16名）

1番 松田隆志君	2番 鈴木武男君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 松本孝信君	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	8番 金田裕二君	9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君	11番 上田秀人君	12番 後藤 功君
13番 河西美次君	14番 大石雪雄君	15番 真船正晃君
16番 白岩征治君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋廣志君	副 村 長	東宮清章君
教 育 長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会 計 室 長	黒羽千春君
参 事 兼 総 務 課 長	真船 貞君	税 務 課 長	伊藤秀雄君
住民生活課長	鈴木真由美君	放 射 能 対 策 課 長	木村三義君
福 祉 課 長	相川哲也君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	福田 修君	農 政 課 長	田部井吉行君
建 設 課 長	鈴木茂和君	企画財政課長	田中茂勝君
上下水道課長	相川 晃君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	緑川 浩君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	和知正道君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼 監 査 委 員 主 任 書 記	藤 田 哲 夫	主 幹 兼 事 務 局 次 長 兼 議 事 係 長 兼 監 査 委 員 書 記	黒 須 賢 博
専 門 主 査 兼 庶 務 係 長	相 川 佐 江 子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（白岩征治君） それでは、本日の日程に入ります。本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁も含め1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は、西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようよろしくお願いいたします。

それでは、通告第4、6番南館かつえ君の一般質問を許します。6番南館かつえ君。

◇6番 南館かつえ君

1. 「こども防災手帳」について
2. 「ギャンブル依存症」について

○6番（南館かつえ君） おはようございます。通告の順に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

1点目といたしまして、「こども防災手帳」についてお伺いいたします。

今年に入ってから、西日本豪雨や北海道地震など、私たちも平成23年の3・11の東日本大震災を受けました。今、自然災害があらゆる場所で起きております。正しい判断や行動が命を守ることに繋がります。このような状況の中で、大人だけでなく子どもたちにも防災意識を高めてもらうことも大切なことです。

先月の新聞に、愛知県尾張旭市の「こども防災手帳」の取り組みが掲載されてきました。今年4月、全小学生に「こども防災手帳」を配布、内容としては、A5サイズで、1年から3年生用15ページと、4年生から6年生用11ページの2種類です。市、小・中学校PTA連絡協議会と協力して作成したそうです。

同手帳は、災害に備えて用意すべき物品や、地震、台風のときにどう行動すべきかをイラストやクイズを使って説明、楽しく学べるように工夫されている、どうするかを家族と話し合っけて記入する部分も多くあり、家族で話し合いが進むようになっているとの内容です。現在では、配布している自治体が増えているようです。

そこでお伺いいたします。西郷村でも「こども防災手帳」を作成し、配布してはどうでしょうか、伺います。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 6番南館かつえ議員の一般質問にお答えします。

議員の今のお話のとおり、今年は大雨、台風、地震等の自然災害がたびたび発生し、多くの尊い命が犠牲になっていることは大変痛ましいことでもあります。

各学校では、災害発生時における危険を理解し、状況に応じて的確な判断のもとに

みずからの安全を確保するための行動ができるとともに、災害発生時及び事後に進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができる態度及び能力を育成するということを目的に、発達段階に応じた防災教育を進めております。

これまでは、主に福島県教育委員会で作成した防災教育指導資料を活用して指導を行ってきましたが、今年になって福島県危機管理課より各学校に防災ガイドブック「そなえるふくしまノート」というものが子どもたちにも配布されました。これが、先ほど南館議員がご紹介していただいた「こども防災手帳」の内容に大変類似しております。

年度途中の配布だったので、各学校での活用はまだ十分とは言えませんが、今後、村の定例の校長会などで積極的な活用を呼びかけたり、次年度以降の各学校の教育課程に位置づけながら、有効な活用を図ってまいりたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） 私も、今、教育長が話された「そなえるふくしまノート」防災ガイドブックというものを拝見させていただきました。防災ガイドブックが小学校に配布されていると、内容はあくまでもガイドブックなので、各学校に合った防災手帳が必要だと思います。西郷村では、学校によって状況が違います。取り組んでいる自治体の中身を参考にして、村独自の「こども防災手帳」を作成し、配布すべきと思います。

また、村では各学校で避難訓練を行っていると思いますが、訓練前に「こども防災手帳」を使い避難方法を確認しながら避難訓練を行ってはどうでしょうか、伺います。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

今おただしのように、この「そなえるふくしまノート」というのは、やはり家族で確認しようとか、それから、それぞれの災害時における行動とか、それから備品等々についてもありまして、やっぱりどうしてもガイドブックですので大きくくりなものになります。やっぱり最終的に学校での指導といいますか、に役立てるためには、西郷村で例えばこの中に津波の災害に関することもあるんですけども、西郷村では津波はそれほど現実的なものではないということもあって、そうなりますとやはりこの中で村やその学校、それから最終的には一人一人の子どもたちの生活空間、環境といいますか、そういうところが問題になるわけですけども、やはり河川の水害とか、そういうものに重点を置いた取り扱いをすることによって、個々の学校や子どもたちの防災意識を高めることになるのではないかと考えております。

そういうことで、村独自ということをつくるということとはちょっと進める今のところ考えはありませんが、今ご指摘いただいたような、本当にそれぞれの学校の置かれている状況や子どもたちの家の状況に応じた資料など、そういうものを適宜使用して、今おっしゃっていただいたように、避難訓練の前には当然各学校でこういうものを使って指導をしておりますが、さらに具体的な内容になるように各学校ともちょっと詰めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） やっぱり防災ガイドブックはガイドブックなので、各小学校、中学校状況が違うと思うんですね。ですので、やっぱり村独自の、愛知県の尾張旭市にもあったようにPTAの連絡協議会等々と協力して、実験しながら、やっぱり村独自のをぜひ配布していただきたいと思います。

また、中学生にも、第一中学校になると隣に大きな河川とかありますので、やっぱりそういった部分も考慮して独自につくっていただきたいと思いますが、再度伺います。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

先ほどもお答えしたとおり、最終的には個々の状況を考慮した上での重点的な確認、指導が必要になると思います。西郷村においても、学校、PTA、それから毎日本当に活躍していただいている子ども見守り隊の方等、関係機関と話をしながら、必要な実効性の高い防災教育のあり方について検討する中で、そういうものの必要性についても今後検討させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） 了解いたしました。村独自のしっかりとした防災手帳をつくっていただくことに期待をいたしまして、次の質問に入ります。ありがとうございます。

2点目といたしまして、「ギャンブル依存症」についてお伺いいたします。

今年の7月6日に、ギャンブル等依存症対策基本法が成立いたしました。公営ギャンブルやパチンコなどにのめり込み、生活に支障を来すギャンブル等依存症への対策を総合的に推進するとなっております。ギャンブル依存症とはどういうものなのか、知りたくて、私も7月には郡山へ、8月には仙台へと研修会に参加してまいりました。やめたくてもやめられない、人生の大切なものを失っても、これがギャンブル依存症ですと講師の田中紀子ギャンブル依存症問題を考える会の代表が話をしておりました。

また、厚生労働省の調査推計2017年によると、依存症が疑われる人は直近の1年間で約70万人、生涯で依存症を疑われる経験をした人は約320万人、対策は待ったなしの状況です。また、田中紀子代表は、依存症にはアルコール依存症、薬物依存症のようにギャンブル依存症やゲーム・ネット依存症もあり、誰でもかかる病気とも言われています。依存症から一人で立ち直るのは極めて難しく、日常生活に寄り添って支える人たちが欠かせません。今回の法制定は、こうした地域での連携を強化するための大きな一歩になります。これを機に、依存症で自殺に追い込まれる人をなくし、一人でも多くの命を救っていききたい、そして依存症の発症を減らしていききたい、そのために予算の拡充や啓発、予防教育、患者に携わる人材の育成など、各地で包括的な対策が進むことを期待していますと田中代表は話されていました。

このようなことから、西郷村にも悩んでいる人がいると思いますが、対策はありますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） 6番南館議員の一般質問にお答えをいたします。

「ギャンブル依存症」の対策についてについてお答えをいたします。

議員おただしのとおり、この法律はギャンブル等にのめり込むことによって多重債務、貧困、犯罪などの重大な問題を発生させ、本人のみならず、その家族にも日常生活等に支障を生じさせるなど社会問題にもなっているところでもあります。そのため、その原因となる依存症の発症を予防することや、依存症からの回復を支援することなどを目的として制定されております。

先ほど議員のほうからもございましたアルコールや薬物等に対する依存についても、こちらのほうに配慮されているところでございます。

それでは、まず、現在のこれらに対する支援の状況について申し上げたいと思います。具体的な対策として、まず、福島県におきましては依存症に関する専門的な機関として福島県精神保健福祉センターが設置されております。このセンターは、県が設置した心の健康と精神障害者の福祉についての専門機関で、ギャンブルやアルコール、薬物等への依存症に関する相談を行う窓口等が設置されております。この内容といたしましては、専門医師による相談や依存の当事者の家族によるミーティングなどを行っているほか、例えば酒害者、お酒に悩む人たちで断酒を目指す人ですね、お酒をやめようとしている人たちによる酒害者のための自助組織、いわゆる断酒会など、当事者が同じ悩みを持つ人たちによって組織された自助グループ等へつながるように支援をいたしているところでございます。

本村におきましても、本年3月に策定いたしました第3次西郷村健康増進計画で、アルコールや薬物依存症の疑いのある人に対して治療や断酒会などの自助グループへつなぐなど、段階に合わせた支援を行うと明記させていただき、現在、相談支援を行っているところでございます。

具体的には、アルコールなどの依存症の方に対して保健師が家庭訪問を行いまして、本人はもちろんですが、その家族の方に対しても相談を行わせていただき、その際、必要に応じて専門の医療機関への受診や自助グループへの参加につなげるなどしているところでございます。

また、先ほど申し上げました福島県保健福祉センターからは、アディクション伝言板、アディクションというのはある習慣で不健康にのめり込んでしまった状態をアディクション、つまり依存と言いますが、その伝言板として専門的な医療機関や自助グループの会の開催、それからイベントなどの情報についてそのアディクション伝言板で通知されてきますので、これらの情報につきましても依存の当事者等へ情報提供を行うなどの支援を行っているところでございます。

なお、このアディクション伝言板につきましては、福島県のホームページのほうで見ることができますので、ごらんいただきたいと思います。

さらに、教育委員会及び学校と連携いたしまして、小・中学生に対しましては発達段階を踏まえ禁酒・禁煙、薬物乱用等が心と体に及ぼす影響などについての健

康教育を行っています。この事業は、喫煙や飲酒について正しい知識の習得が目的ですけれども、喫煙・飲酒などの行動をとる児童・生徒のその背景には低い自尊心などの心の問題が大きくかかわっていると考えられますので、小学校の低学年から中学年の段階においては自尊心や対人関係を育てたり、ストレスに対処する力を育成したりする知識や方法などを教えたり、それから、小学校の高学年から中学生にかけては具体的に体への害に関する知識や断るスキルについて学べるようにするなど、喫煙・飲酒等の健康教育にあわせて心の教育についても実施をいたしているところでございます。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） 詳しく説明をいただきまして、ありがとうございます。

今もお話がありましたとおり、もう既に相談に乗っていただいているということで、大変ありがたいと思います。

また、この問題は大人だけではありません。最近の新聞に、福島民報ですね、9月1日の福島民報にですけれども、中学生ネット依存93万人と大きな見出しがありました。内容として、病的なインターネット依存が疑われる中高生が5年間でほぼ倍増し、全国で93万人に上るとの推計を発表いたしました。中高生全体約650万人の7人に1人に当たる計算となるそうです。特に、女子の割合が高いようです。今後、対策強化が求められるとありました。とても深刻な問題です。

今ほど病的とありましたが、依存症は脳の機能不全で立派な病気とも言われております。脳が変化を起こしているから、自分では気づくことができません。そばにいる人たちが気づき、専門的な施設に行くことを勧めるか、一緒に施設に行くことが大切です。先ほどお話がありました自助グループは、同じ体験をした人たちが集まり、やめ続けるのは一人じゃ無理、サポートしてもらい、アドバイスをしてもらい、このような場所があることを知っていただき、情報を共有していくことが最も大切と言われております。

そこで、今後、村としてどのような対応をしていくのか、伺います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

今後、今までと同じように多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせるおそれのあるギャンブル等依存症の当事者本人、また家族の方に対しましては、日常生活や社会生活を円滑に営むことができるように、先ほど申し上げました、これまでの支援を継続していくことはもちろんでございますけれども、さらに教育機関や福祉機関などの関係各機関等と連携を密に図りながら、当事者及び家族の方へ支援していきたいと考えているところでございます。

また、小・中学生の健康教育に関しましては、今まで同様、教育委員会等との連携を図りながら、喫煙や飲酒、薬物等の及ぼす健康への影響について継続して教育をしていきたいと考えております。

特に、乳幼児を持つ保護者の方に対しまして、乳幼児期から喫煙や飲酒などが健康

に及ぼす影響について正しい知識の普及や啓発に努めていきたいと思ひます。これにつましましては、現在も子育て相談時などに、その乳幼児用の相談はもちろんですけれども、その保護者の方の相談をも行っているところでございますので、そちらのほうは継続して行っていきたいと思っております。

なお、健康推進課では、一人で悩まずご相談くださいということで、心の健康相談や家族の方の相談等に随時対応をさせていただいております。保健福祉センターへの来所や自宅への訪問などにより相談を受けさせていただきますので、ご利用していただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） 詳しくありがとうございました。

引き続き継続していただけるということで、大変なお仕事だと思います。今後とも引き続き村民のためにしっかりとした対応をよろしくお願ひいたします。

以上で一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第5、7番藤田節夫君の一般質問を許します。7番藤田節夫君。

◇ 7 番 藤田節夫君

1. 子育て支援と安全対策について
2. 高齢者福祉政策について

○ 7 番（藤田節夫君） 7 番、日本共産党の藤田です。通告に従いまして一般質問を行います。

はじめに、子育て支援と安全対策についてお伺いいたします。

子育て支援の 1 つ目として、国保税の子どもに係る均等割軽減について伺います。

今年度から、国民健康保険の保険者が西郷村から福島県に移りました。国保税条例の改正により、4 方式の税額計算から資産割が削除されました。以前から資産割を削除するように要求してきましたが、今年から所得割、均等割、平等割の 3 方式で計算が行われることになりました。算定数値も変わり、村民負担は総じて引き下げになりました。それでも、依然と国保税は高く、負担が重いという状況には変わりません。

国民健康保険は、所得割、均等割、平等割で構成されております。所得割は、前年度の所得金額に応じて負担をします。また、平等割は、国保に加入する全世帯に平等に負担をする金額です。したがって、平等割は高所得でも低所得者でも同じ金額を負担します。均等割は、世帯当たりの国保加入の人数に応じて均等に負担をいたします。したがって、均等割は人数割で課税されるのですから、収入のない子どもについても人数分の課税がされます。特に、多子世帯の負担が重くなります。税負担の能力がない子どもに課税するべきではなく、18 歳未満の子どもの均等割を減免するべきではないでしょうか、伺います。

○ 議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○ 村長（高橋廣志君） 7 番藤田節夫議員の一般質問にお答えいたします。

ただいま、質問第 1 の中の子育て支援についての 1 点目、国保税の子どもの均等割軽減についてということの質問でありますけれども、議員もおっしゃったように、国民健康保険は今年度 4 月より県と市町村による共同運営が始まっておりますが、国民健康保険税の税率の決定と賦課徴収は引き続き市町村が実施しております。国民健康保険税は、市町村が条例により所得割、資産割、均等割、平等割の 4 つのいずれかを組み合わせ、そして課税し、その金額や税率は市町村ごとに決定することとなっております。

西郷村では、平成 29 年度までこの 4 つで課税をしてまいりましたが、制度改革に伴い、平成 30 年度からは資産割を除いた、いわゆる 3 方式で行っているところであります。この均等割でございますが、県内全ての市町村が採用しているもので、国保に加入していれば子どもの人数分課税の算定に含まれます。

議員おただしの子どもの均等割軽減策について、対象年齢や軽減の額、高額所得世帯も対象にするかなどの議論を含め、調査研究を行い、今後検討していきたいと考えております。

○ 議長（白岩征治君） 7 番藤田節夫君。

○ 7 番（藤田節夫君） 調査研究して今後検討していきたいということですが、こ

の均等割は、国保税の医療分はもちろん、後期高齢者支援金分にも課税されます。少子化対策、子育て支援として、子どもの均等割を減免する自治体が全国で広がってきています。社会保険の場合は、収入に応じた保険料を労働者と会社が折半することで、扶養家族が何人いても保険料は変わりません。国民健康保険制度は、国民皆保険の受け皿であり、国保加入世帯の約8割が所得200万円未満の低所得層です。

西郷村の平成30年度分として、子ども1人に課税される金額は、医療分と後期高齢者分の均等割合計金額は幾らになるのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまの子ども1人に課税される均等割の額で、医療分、後期分の合計ということでございますけれども、子ども1人当たりの均等割の額は世帯の所得状況により変わってきますが、基本額で申し上げますと、医療分が2万3,000円、後期分が9,110円、合計で年額3万2,110円となります。

なお、均等割につきましては、低所得者への負担軽減策といたしまして2割軽減、5割軽減、7割軽減の減額措置があり、7割軽減の対象となる世帯では子ども1人当たり年額9,633円となります。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 年額3万2,110円ですか、これが1人の子どもに課税される分ということですよ。これがもう2人いればその倍、年6万円以上が課税されるということです。これは、軽減措置が2割、5割、7割と設けてはありますが、こういった人たちにも当然この課税はされるということ、金額的には少ないとしても。そういった状況ですけれども、この金額が減額されることで子育て世帯の負担を軽減することができます。

これは私も今回調べてわかったんですけれども、全国の知事会では3年前から子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入を国に要望しています。また、全国の自治体を見ると、もう独自に子どもの均等割減免措置を実施している自治体があります。あちこちあるんですけれども、加賀市のホームページ、ちょっと私参考に見てみたんですけれども、加賀市では国民健康保険は子育て世帯の負担軽減を図るため、平成30年度から国民健康保険に加入する子どもに係る均等割を減免となりますということで、これは6月議会で通ったものなんですけれども。

この理由として、なぜ子どもの均等割減免なのか、国民健康保険税の均等割は社会保険等にはない加入者一人一人にかかるもので、収入のない子どもについても人数分の課税がされます。加賀市では、子どもの均等割を減免することにより、子育てに係る経済的負担を軽減することとしました。そして、子どもの減免、内容としても載っていますけれども、減免の対象となる子どもは、国民健康保険に加入する18歳未満の子どもです。2つ目に、減免の対象となる子どもについて、低所得者に係る軽減措置ですね、2割、5割、7割も、その算定後の均等割の2分の1に減免しますと。そして、減免の申請は必要ありませんと。

最後に、このホームページに書かれているのは、国等の動向及び今後の対応という

ことで、1つには国保基盤強化協議会では、「今後さらに検討を進めるべき事項」の中で、地方から子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入の提案がなされ、議論がされていること、2つ目として、全国知事会では平成28年から子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入を国に要望していること、3つ目として、地方議会では子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割額を軽減する支援制度の創設を国に要望しているということで、こういった状況を踏まえ、加賀市では子どもの均等割制度の見直しについて全国市長会等を通じて国に要望していくとなっています。

これにより、世帯主へ賦課される国民健康保険が減免となり、子育てにつながります。村としても、子育て世代の負担を軽減するためにも、子どもでも大人でも同じ負担を強いられる均等割を、子どもについては減額、半額以下にするなどの軽減措置をとるべきではないでしょうか。また、町村会などを通して国に要望していくべきではないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまの子どもについては均等割額を半額もしくは減額するべきではないか、また国に要望するべきではないかというご質問についてお答えいたします。

子どもの均等割減免を実施している自治体は、全国でも少数ではございますが、多子世帯やひとり親世帯に対する軽減、また生活困窮世帯に対する軽減などを実施しているところがあります。減免をする率や対象とする子どもの年齢などは自治体ごとにさまざまでございますが、県内においては現時点で子育て支援を目的に均等割を減免している自治体はございません。現行制度のもとで、子どもの均等割減免を導入するに当たっては、その財源を国保への加入者に求めるのか、もしくは広く村民からの税収に求めるのかという財源確保の問題が生じてきます。本来、このような趣旨の子育て施策は、どこの市町村に住んでいても皆同じ恩恵を受けられるべきと考えており、個別の市町村が財源の問題を抱えながら導入するものではなく、税と社会保障の一体改革を検討する中で国において議論されるべきものであらうと考えております。

既に、全国知事会ですとか地方議会などから、子どもの国保税均等割軽減については要望がなされているところがございますけれども、村におきましても各政党における移動政調会など要望書を提出する機会がございますので、国や県に訴え、機運を高めてまいりたいと思っております。

今後、国やほかの自治体の動向を注視し、さまざまな事柄を考慮しながら検討してまいります。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） こういった減免等は国でやれば当然いい話なんで、それは平等の話なんです。ところが、これまで見ていても、子どもの医療費にしても何にしても、国でやらないから結局自治体で子育て支援、少子化子育て支援ということでみんな各自治体、お金ないところで工面してやってきているわけなんです。それを課長が答弁しましたけれども、そういったことではやっぱり子育て支援できないのかな。本当

は国がやるのが当然の話なんですけれども、それができていないんで、こういった地方自治体で頑張って子育て支援をやっているということだと思うんですよ。

だから、ぜひ、こういったことも今、全国では少ないと、自治体でやっているところが少ないと言われましたけれども、やっぱり村としても少子化、子育て支援としてこういったことをやっぱり取り組んでいくと、率先して、そういったことが求められているんじゃないかなと思いますけれども、村長は検討すると、今後検討していきたいという答弁でしたけれども、もう一度こういった話を聞いて、村長に再度答弁をお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今、議員から加賀市の問題等を説明していただきましたけれども、まず、私として検討していくということでもあります。また、町村会も通しながら国へ働きかけていきたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） ぜひ、村独自でも実現できるように検討していただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

次に、在宅子育て世帯に対する補助金の支給について伺います。

保育料の無料化が、国を挙げて取り組まれてきております。村でも、来年度から国が平成31年10月から無料化の実施予定を、村は平成31年、来年4月から先行して無料化することになっています。保育園の補助には多くの税金がかけられますが、在宅で子育てしている世帯には税の恩恵がありません。また、一般企業の社員ではない非正規労働者や零細企業、自営業、シングルマザーなど、現状では多くの方が育児休業を取得できず、育児給付金を得られないために格差が生じていると言われております。

現在、出産を機に退職をしているのは6割近くに上ると言われております。在宅育児手当は、そういった育児給付金を得られない層にも恩恵が行き届き、格差を是正することになります。在宅育児手当を導入することで、保育園に預けたいというニーズは抑制され、特に待機児童の約9割がゼロ歳児から2歳児であることが厚生労働省の調査でも明らかになっています。

全国の在宅保育手当を導入している自治体の例を見ても、補助対象者はゼロ歳から2歳児までが多く、補助金額は1か月1万円から3万円となっています。村としても、公平に子育てを応援するためにも、在宅保育世帯に補助金を支給するべきではないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

まず、来年の4月から保育園の無料化を実施してまいります。質問の2点目、在宅の子育て保育世帯に補助金の支給についてということのご質問ですけれども、これは

保護者による自宅での育児や祖父母などに面倒を見てもらう保育を実施している世帯に対し補助金や給付金を支給することで、保育施設等の支援を受けている世帯と受けていない世帯との不均衡を解消し、在宅保育に係る負担の軽減を図ることと、また手当を支給することで在宅で子育てしようとする世帯を増やし、その結果、待機児童の解消にもつながるというお考えかと思えます。

消費税率の高いヨーロッパなどでは、税金により運営されている保育園などを利用していない家庭に対し、なるべく公平に税の分配を行うという考えから、在宅育児手当を支給する国の制度が導入されております。

今後、村としては、国や県への要望を含め、これも検討させていただきたいと思えます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 国や県に要望を上げていきたいということなんですけれども、これも全国の自治体で既にもう実施をしているところがあります。最近では、南相馬市が2歳児までの乳幼児を在宅で子育てしている世帯に月1万円を支給することが決まりました。また、鳥取県では、全国で初めて県として在宅育児世帯を対象に、平成29年度から補助金を出しています。事業主体は市町村として、児童1人当たり月3万円程度、県が補助するのが2分の1を上限としています。補助金の利用目的は、市町村に委ね、現金給付のほかに一時預かりの利用補助や子育て用品などの現物給付も選択可能として、使い勝手のよい補助制度になっています。

子育ての経済的負担が軽減されることで、少子化対策にもなります。村長も子育て支援に力を入れていきたいとのことですので、在宅育児手当を導入していくべきではないかと思えます。

国は、3歳から5歳児の保育料を10月から無料化します。村は、国の施策を先行して、4月から3歳児から5歳児ですけれども、無料化するということですが、この4月から10月の間、村独自で無料化することは、10月から国の交付金により無料化になるということだと思うんですけれども、こういった4月から10月無料化にしたお金を、ぜひ10月からこういった在宅育児手当に回すことで実現可能なのではないのかなと思えますけれども、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問に対してお答えいたします。

現在、ほかの自治体では、ごくわずかではございますが既に在宅保育への補助金等の支給を実施しているところがございます。補助の内容につきましては、ただいま議員のおっしゃったとおり、自治体ごとにいろいろまちまちでございますが、対象年齢や金額などはその自治体の実情に応じたものとなっております。昨今では、女性の社会進出、核家族化の進行や母子世帯、父子世帯の増加に伴い保育ニーズは増加の一途をたどっており、当村においても今後保育料の無償化により、さらなる保育ニーズの増加を予測しているところでございます。

本来、乳児や1歳児ぐらいまでは家庭において母親の愛情のもと、保育を行って

ただきたいという理想もございますけれども、収入がなければそれもままならぬことから、このような制度の必要性も感じているところでございます。

現在、この在宅保育世帯への補助金の支給については、国や県からの財政支援はなく、実施するに当たってはおのおのの各自治体単独事業となっております。実施に当たっては、財源の捻出ですとか優先順位を含め、慎重に検討させていただきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 必要性は感じていると、これは課長の答弁で、村長のほうからこういったことを聞きたいんですけれども。村長は必要性を感じていると私は思いますけれども、こういったことも含めて、やっぱり財政面でいろいろ問題はあると思いますけれども、さっき言われたような国の保育料無料化の先行して4月から実施するという事なんで、その一部をこういった在宅子育て支援のほうにも補助すべきじゃないかなと私は思います。子育て支援の一環として、子どもを産み育てやすい環境づくり、村づくりも、村長は1期目なんですけれども、しっかり考えていただきまして、こういった方向にもご支援をいただきたいなと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

子育て支援の3点目として、就学援助の拡大についてお伺いいたします。

厚生労働省は、10月から実施される生活保護基準引き下げに関する生活保護実施要綱等の改正に伴う教育扶助及び生業扶助の学費の取り扱いの変更について、9月4日に各関係機関に通知をしましたが、この改正内容をお伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） これは、担当課がちょっと別なんですよね、学教じゃないんですね。じゃ、私のほうからちょっと内容を説明して質問のほうに移らせていただきたいと思います。

この改正では、準要保護に対する就学援助制度について、三位一体改革により平成17年度より国の援助を廃止し、税源移譲で地方財政措置を行い市町村が実施するようになっていきます。これまで、教育扶助及び生業扶助として支給されている学習支援費は、学習参考書や一般教養図書などを購入する家庭内学習費用、学校のクラブ活動、課外の部活活動に要する費用に充てることとして毎月一定額が生活保護世帯に支給されてきました。

10月1日から予定されている生活保護基準の見直しにより、これまでの定額支給から実際にかかった費用に応じた実費支給に変更することになりました。これまで、塾や習い事との区別が難しいとして、学校部活動外のスポーツのスポーツ少年団などの活動は学習支援費の対象とならないと説明してきましたが、今回の改正では地域住民、保護者が密接にかかわる活動等で非営利のものを対象に含めることや、合宿、大会などで年間基準額を超える場合は年間基準額の1.3倍まで支給を認めることになりました。

また、高校受験料については原則2回に拡充され、いずれの高校にも合格せず、

2次募集に応募して受験する場合にも支給を認めました。また、小学校4年生に支給される被服費とは別に、学生服、通学かばん、ランドセルの3点に限り、成長によって体に合わなくなったなどの場合も認められました。

今回改正された主な点ですが、学習支援費の見直しで学校部活動に参加をしなければ大幅な給付削減になるなどの問題が国会等で問題で指摘されてきました。生活保護基準の切り下げは、貧困の解消、格差是正に逆行するもので、生活保護を利用する人だけの問題ではなく、住民の非課税基準も同様に下がるため、今まで課税されなかった人が課税されることとなります。生活保護制度の見直しで影響が出るとされる制度は、国だけで30を超えると言われていています。

今回の改正は、準要保護にも適用されると思いますが、こういった国からの通達は、こういった対象者に周知徹底すべきと思いますが、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高野敏正君） 7番藤田節夫議員の質問第1の3点目、就学援助の拡大についてということでお答えいたします。

先ほど、生活保護の変更ということでお話がありました。現在、村では児童・生徒就学援助として、西郷村児童生徒就学援助要綱により、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、教育委員会が認定し、就学に必要な費用の一部を援助しております。

支給内容としましては、学校給食に要する費用としまして給食費の支給、こちらは実費額を支給しております。また、児童・生徒が必要となる学用品費の購入に要する学用品費、通学に必要な通学用品費の支給につきましては校外活動費と修学旅行費などと同じように支給しております。新入学児童・生徒が入学に必要なものにつきましては、それに要する経費としまして定額の支給をしております。また、新入学児童・生徒学用品につきましては、他町村に先駆けて昨年から入学前に準備金として支給しております。支給限度額につきましては、国の要保護児童生徒援助費補助金単価によるものでございます。

先ほど、議員が説明ありました平成17年度以降、国の補助が三位一体の改革により準要保護に対する就学援助費の国庫補助は全て廃止され、その結果、準要保護の就学援助の認定基準や給与内容につきましては、国レベルの一律の基準を設けておらず、自治体の裁量に任されていることになりました。そのため、認定基準や給付内容については、それぞれの自治体の財政状況や施策内容などにより差が出ていると思っております。そのような状況の中、村でも財政状況などを勘案しながら、現在に至っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） これ担当課が違うかどうかわかりませんが、この10月から改正される生活保護基準の見直し、こういった要綱が文科省から各自治体に出されると思うんですけども、こういった文書は見ていますか。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高野敏正君） お答えいたします。

生活保護のほうについては厚生労働省のほうですか、私ら学校教育課のほうは文科省のほうから、生活保護基準の見直しがあるということで、それについての教育委員会、県のほうから調査依頼がありまして、今、調査をしているところでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 調査をしているということですがけれども、私が今説明しましたけれども、生活保護基準の引き下げに伴い、こういった子どもたちに援助するという内容で、これは国会で大分追及して、これだけ得たと、新しく得ることができたということで、文科省もこれに周知徹底するように各自治体に通達をしていますので、来ているか来ていないかちょっとわからないですがけれども、そういった意味ではぜひそういったことで関係対象する世帯にはしっかりと通知をしていただきたいと思っております。

それと、課長のほうから今、支援項目ですか、いろいろ出されましたけれども、その自治体の財政、裁量によってこの項目は決まるんだという回答でしたけれども、私、文科省の保護世帯に出しているのを見ますと、村では今言われた7項目ですね、学校給食費、学用品費、通学用品、校外活動費（宿泊なし・あり）、新入学児童生徒学用品等ということで7項目になっていますけれども、これ文科省の要保護に対する新項目として、さらに体育実技用具費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費が追加されています。

白河市など、ほかの自治体を見ても、全てじゃないんですがけれども、この文科省で認可している項目はもうやっています。白河市では平成29年度から、だから昨年度からは既にこの項目が含まれております。やっぱり、白河市の生活保護者というか、そういった要支援項目がないというのはまずいんじゃないんでしょうか。それは財政によると言えますけれども、西郷村に住む生活保護者と白河に住む生活保護者が、やっぱりある程度準じていかないといけないと思っております。

これ文科省で認めていることなんで、この項目はね、項目は文科省でこれを追加して、これだけの項目を認めているんで、やっぱり西郷村としても準じて、最低限、国で認めている分くらいは、やっぱり財政状況があるといっても、生活保護を受けている人はもっと大変、生活が困難な状況にいるわけですから、ぜひそういった思いで、村の就学援助制度の項目を拡大するべきだと思いますけれども、お伺いいたします。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中ではありますが、ここで午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。7番藤田節夫君の一般質問に対する答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（高野敏正君） 7番藤田節夫議員の質問にお答えいたします。

まず、生活保護と教育委員会でやっています就学援助費、ちょっと違いまして、生活保護世帯については要保護世帯ということで、教育委員会のほうとしては実費ということでの補助制度をとっております。それにつきましては、修学旅行費等を支給しております。ほかの学用品費等につきましては生活保護法でやっております、県のほうの生活保護課のほうで対応していると思います。

それで、学校教育課で行っております就学援助は、要保護に準ずる世帯ということで、教育委員会のほうで認定いたしまして、先ほど申しました給食費等を支給しております。

また、他町村で支給している項目があるが、西郷のほうでまだ対応されていないということでしたが、PTA会費とか、そういうものについては生活保護のほうで平成22年に改正になりました。私どものほうとしては、平成17年度からの補助項目、それをずっと続けておりましたので、それが抜けていたということになります。それにつきましては、白河のほうで対応していると聞きました。また、各近隣の町村を調査しながら、今後検討していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 私が今お話ししましたやつは要保護世帯にということで、各自治体は要保護に準じて支給するということになっていきますんで、各自治体で既にもうやっているとところもありますんで、ぜひ村としても考えていっていただきたいと思えます。

白河市ではやっているということですがけれども、体育実技用具ですか、これを見ますと柔道着として7,510円、剣道費として5万1,940円、これだけの金額を支援費として出しているということなんで、村の今の武道が体育実技として平成24年度から完全実施されていますけれども、西郷村でこの武道を行っている、柔道、剣道どちらかちょっとわからないんですけれども、この実態と、それとこの用具は皆さんどうしているのか、個人で買うのか、それとも年々使い回しじゃないんですけれども、そういった形でやっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高野敏正君） 藤田議員の質問にお答えいたします。

先ほど白河市のほうで体育実技用具の補助額を7,510円、あと剣道につきましては5万1,940円とご報告がありました。私のほうでも調べたところ、これは限度額ということで最高額ということがございます。それで、剣道を選んでいるところはほとんどなく、柔道ということで、柔道着の補助ということで1人当たり約4,500円から5,000円ちょっとくらいの金額を実費で支給と、準要保護世帯に認定されても兄弟関係でお兄さんがいるとか、そういうものについてはそのものを使っていたかと。購入した場合について、申請していただいて実費を補助していると聞いております。

あと、村のほうなんです、村のほうの体育実技につきましては、柔道を選んでいる中学校なんです、西郷第一中学校、西郷第二中学校、剣道を実技に選んでいるのが川谷中学校ということになります。うちのほうで支給はしておりませんが、調べたところ、やっぱり柔道着は1人当たり5,000円程度、柔道は購入する場合ですね、あと、お兄ちゃんとかがいる場合はそれを使っていると。あと、剣道につきましては、防具は学校のほうに設備されておりますので、竹刀1本当たり2,000円ですか、その程度の負担をしていただいているということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 白河市では実費で支給していると、これは限度額ということですが、けれども、村ではこれは実施されていない、支給されていないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高野敏正君） お答えいたします。

これにつきましては、平成17年度の補助要綱から変更されなく、そのままでありましたので、対応をしておりませんでした。ちなみに、中学1年生だと今現在18名ということで、柔道を専攻している準要保護については18名、あと剣道が準要保護で1名ということになります。この負担につきましては、今後また検討していきたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） お隣の白河市ではもう既に平成29年度から始まっていますので、村としても検討していくということなんですけれども、ぜひ、これも項目に入れていただいて、西郷村の子どもたちが差別なくみんなとこういった柔道というか武術ですか、そういったこともやれるようお願いをしておきたいと思っております。

それでは、次の質問に入ります。

子育て支援の4点目として、つどいの広場事業についてお伺いいたします。

つどいの広場事業は、村が社会福祉協議会に委託をして運営をしています。現在は、高齢者生活支援センターで実施しています。つどいの広場は、在宅保育をしている4歳未満のお子さんと保護者が気楽に集い、たくさん子どもたちと触れ合い、交流を図り、育児相談や情報交換ができる場を提供し、子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができる環境を整備することにより、地域に子育ての支援機能の充実などを図ることを目的とし、育児相談や読み聞かせ会、季節ごとのイベントなどを実施しています。

つどいの広場は、以前は旧みずほ保育園で実施をしていましたが、東日本大震災で建物が被災したため、その後は高齢者生活支援センターの1室で運営をしてきました。その後、平成25年3月にキッズランドにしごうがオープンしたため、室内遊戯場の1室で事業をすることになりましたが、キッズランドは子どもたちの遊び場なので、つどいの広場の事業目的が果たすことができないとの指導者や利用者からの声があり、

当時の文教厚生常任委員会で福祉課や社会福祉協議会、つどいの広場の指導員を含めて懇談をした経緯があります。その結果として、ほかに場所がないということで、また高齢者生活支援センターに戻り、現在に至っています。

当時、私は一般質問で、つどいの広場の新たな場所を確保するように質問いたしました。元村長は、ほかに場所が必要であるという声が多いので、社会福祉協議会の皆様と村担当とよく意見を聞いて、そういった方向で検討するという気持ちでいるところだと答弁をしましたが、約束を果たさずやめてしまいました。現村長も実態は知っていると思いますが、ますます高齢者が増えている中、高齢者生活支援センターの果たす役割も多岐多様になり、高齢者生活支援センターも手狭になってきています。

また、つどいの広場の事業目的も全く違います。目的に沿った施設を提供すべきではないでしょうか、伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

ただいま、つどいの広場の事業ということでございますけれども、繰り返しになりますけれども、ちょっと経緯をお話ししたいと思います。つどいの広場は、西郷村社会福祉協議会に委託し、平成20年7月1日に旧みずほ保育園舎にて開所しました。その後、東日本大震災の影響など事情により現在は高齢者生活支援センターで事業を実施しております。利用実績によりますと、利用実績は旧みずほ保育園舎で約4年間実施した実績と、高齢者生活支援センター内で実施した5年間の実績を比較しますと、高齢者生活支援センター内で実施したほうが年間の利用延べ人数が3倍以上となっております。成果が顕著にあらわれております。

現在のつどいの広場の利用者は年々増加傾向で、高齢者生活支援センター内では、私も確認しましたけれども、手狭な状態にあります。高齢者生活支援センターでの高齢者福祉の事業への影響も考えなければなりません。そこで、つどいの広場をよりよい環境で実施できるよう、まずは既存の、たくさん施設はありますけれども、それらを活用できないか検討してまいりたいと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 検討するということですがけれども、このつどいの広場、利用数もう3倍になっているという報告でしたけれども、平成29年度の決算報告では、相談件数が107件、利用者は延べ4,834人となっております。多くの子育て中のお母さんたちが利用しています。また、ここでは子育てに関する相談や保健師による相談、栄養士、看護師による栄養相談、読み聞かせ、手遊び、季節のイベントなど、在宅で子育てしているお母さんたちのよりどころとなっております。

子育てしやすい安心・安全な村づくりとして、また、村長の子育て支援の一環として早急に改善すべきだと思います。今、答弁でありましたけれども、現在ある建物等を利用して、早急に考えていきたいということで理解をしたいと思います。

続きまして、学校敷地内及び通学路のブロック塀の点検と対策についてお伺いいたします。

自然災害が次々と発生し、日本中に被害が及んでいます。そのたびに、多くの犠牲者が出ています。いつ、どこで起きるか予想ができない地震も立て続けに起きています。今月6日には北海道で震度7の地震が発生し、多くの犠牲者が出ました。また、6月18日に発生した大阪府北部を震源とした地震では5の方が亡くなり、亡くなられた方の1人は小学校4年生の女の子も含まれていました。女の子は、通学中で学校プールのブロック塀の下敷きになり、尊い命が犠牲になりました。

このブロック塀は、建築基準法違反のブロック塀であり、この事故を受けて、全国の自治体に学校敷地におけるブロック塀や通学路のブロック塀の総点検を行うよう文科省から指示があったと思いますが、村内学校の敷地や通学路の点検は行われたのか、また、点検の結果と今後の対策についてお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高野敏正君） 藤田議員の一般質問にお答えします。

質問第1の5点目、学校敷地内及び通学路ブロック壁の点検と対策についてということで、平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により大阪府高槻市においてプールのブロック壁が倒壊し、女子児童が亡くなるという事故が発生しました。

今回の事故を受け、改めて危険箇所を把握するため、村内の村立幼稚園、小学校及び中学校の校長宛てに緊急点検の実施を依頼いたしました。学校敷地内及び周辺通学路のブロック壁の点検を実施した結果、小田倉小学校の一部が基準を超えているところがありました。小田倉小学校のブロック壁は、厚さ、控え壁、基礎などは基準どおりとなっておりますが、一部で幅4メートル程度ですが、高さが2.4メートルあり、建築基準法施行令で定められている基準の高さ2.2メートルを超えていました。原因としましては、道路とのすりつけ部ということで、ブロック基礎が露出していたため20センチほどオーバーしていたということでございます。

また、学校出入り口で見通しが悪かったため、安全対策として夏休み期間を利用して当該ブロック塀を解体し、その後、フェンスに改修する工事を実施し、完了しております。

通学路点検につきましては、各学校で計画的に日常安全点検を行っております。具体的には、登下校指導、定期的な保護者の見守り活動などで実施しております。地域の方から情報をいただいたときには現地を確認しておりますし、改善が必要な場合は所管する道・水路管理者や警察署などにその都度改善を早急に要望しております。また、児童・生徒、保護者に対し、危険箇所についての周知や安全教育を実施するよう学校を通じて指導しておりますが、学校の教職員だけでは気づかない危険箇所もあると思いますので、保護者、地域の関係者、見守り隊などの方々と一層連携し、安全点検を行うよう教育委員会としましても、さらなる周知をしていきたいと思っております。

なお、危険箇所があると判断した場合には、歩行する場所や通学路を変更するなど安全対策には地域と連携して取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 地域等とも連携してやっていきたいということですが、小田倉小学校の塀、誰でもわかると思うんですけど、4号線沿いの塀ですけど、私も一応見ましたけれども、どこやったのかなと思って、はかったわけじゃないんでね。この2.2メートルというのもちょっと問題あるのかなと思うんですね。子どもの身長から見て、2.2メートルが安全なのかといたら、誰も安全だと私は思わないんですけど。自治体によっては、独自にもう点検をして修繕をやってるところも多数あって、そこではもうその自治体独自に高さも決めているんですね。鉄筋を入れているやつと入れていないブロック塀とはまた違いますけれども、これだって素人目じゃ全然わからないですからね。

小田倉小のあの塀だって、何年にできたかちょっと私わからないんですけど、相当年数が長いと中に入っている鉄筋等、それからブロック等もう壊れやすいとか風化しちゃっている部分もあると思うんですよ。小田倉小学校、ちゃんと見てやったと思うんですけど、あの一番上の部分ですか、ブロック塀の、あれだってもうこんなに剥がれちゃっている箇所もありますので、ぜひ村独自にああいったところは専門家に点検してもらって、とりあえず調査費なんかは村で出してやるべきかなと思います。

さらに、地域だって、もう通学路だけじゃないですよ、いろんなところ。子どもはやっぱり通学路だけじゃなくて、家に帰ればあちこち遊び回るし、ここは右側だけ通りなさいなんていっても、そんな言うこときくわけない。さらには、歩道がある場所とない場所もあるわけでしょう。歩道がある場所にブロック塀があったらどうするんですかということもありますので、ぜひそういった点も含めて真剣にこれは取り組んでいていただきたい。

もう地震は本当頻繁に起きていますから今、何あるかわからないんで、犠牲がこれからでは遅いんですよ。何でも犠牲が出ないと行政はやらないとかというのがありますが、ぜひ西郷村はそういうことのないように、事前にそういったところはまず調査をするべきじゃないでしょうか、伺います。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高野敏正君） 藤田議員の質問にお答えいたします。

小田倉小学校のブロック塀なんですけど、私どもも現地に向かいまして確認いたしました。また、建築基準法の施工の高さとか幅とか、あとは控えブロックの大きさとか、そういうことも確認しまして、建築基準法に適していたということで、その部分につきましてはそのままでしたが、今回やったのは入り口のところ、正門のところなんですけど、そちらのほう、ブロック塀がちょっと道路と隣接していたものですから基礎がちょっと浮いていたということで、20センチほどオーバーということで、今回は入り口でしたので、見通しがブロック塀で悪かったのもあったものですから、そちらをブロックを壊しましてフェンスに改修し見通しをよくしたということで御理解を賜りたいと思います。

あと、点検につきましては、西郷村子どもの見守り隊の方々、いろいろ協力していただきながらやっております。通学路につきましても、また、通学路でない場所についても、学校を通じていろんな意見を出していただきながら対応していきたいと。また、学校のほうで子どもたちに指導していきたいということと、どうしても狭いところで、子どもには右側通行しろと言いつつも、右のほうに危険な場所があるということにつきましては指導し、また、今回看板等も出ささせていただきながら注意喚起を行っているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 見守り隊等、子どもにも指導していくと、看板も設置していきたいということですが、やはりそういったものがあるということはもう危険なんですよね、これはね。課長もわかっていると思いますけれども、それを事前にやっばりそういった危険箇所は行政として正していくということが今求められているんじゃないんでしょうか。

先ほど私申しましたけれども、国から言われたのは鉄筋あるのは2.2メートル、ないのは1.1メートルということになっておりますけれども、自治体でも決めているところがたくさんあるんですよ。草津市なんか60センチですよ、補助出すんですよ、それを。危険な箇所を調査してね。調査するにしてもちゃんとお金を出して、見守り隊なんか中心にやっていると言いましたけれども、見守り隊では本当にこのブロック塀が安全かどうかわかりますか。課長だってわかんないでしょう、外目からでは。そういった意味だって、専門家にやっばりやっていただいて、本当に危険な場所あると思うんですよ、いっぱい。

そういった所有物というか、それはみんな個人の塀が多いと思うんですけれども、そういったところにやっばり、これは危ない、危険だから生け垣にかえるとかということはなかなかできないと思うんですよ。やっばりある程度補助を出して、これだけ村で補助出るんで、国とか県とか、県なんかは県の施設はみんな補助金を出してやるとかニュースで出ていましたけれども、村としてもそのぐらいのことはやっばり徹底してやらないと、子どもたちやお年寄りや村民は守れないのかなと思いますんで、これは私調べましたけれども、いっぱい自治体で補助出しているんですよ。

担当が違うと思うんですけれども、多分、学校敷地内と通学路ということなんですけれども、こういった民間になるとまた担当部署が違うと思うんですけれども、私調べたら国の補助金ですか、交付金ですか、これは社会資本整備総合交付金というので活用できると、ぜひこれを交付金として国では出しますんで、各自治体はこれに沿ってやっていただきたいということが通達出ていると思いますんで、ぜひそういったことを事前にするようお願いしたいと思いますけれども、建設課なのかな、これは、こっちのほうは民間のほうは。もし建設課のほうで何かそういった考えがあるのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木茂和君） 7番藤田議員のご質問にお答えします。

ただいまの議員おただしのとおり、社会資本総合整備交付金の中でそういったメニューはございます。ただ、そのメニューを活用するのにも福島県のほうの整備計画に基づいて村もそれにのっかっていくというようなことで国の補助が出るというような制度がございますので、その辺もいろいろと近隣の市町村とか、そういったものと整合性がとれるような形で活用の方も検討してまいりたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 近隣の市町村と図れるようにということですがけれども、村のことをまず一番考えてほしいのかなと思います。

県のほうのあれですがけれども、福島県の所在地である福島市では今回の補正予算で既に補助金が決定しております。この補助金を見ると、1メートル5,000円で最大10万円、撤去後の生け垣設置についても10万円の補助することが提案されております。こういったことがありますので、もう既に国ではもうこの交付金、社会資本整備総合交付金ですか、その中のメニューに防災安全交付金というのがありますので、それで補助を出しますと、交付しますということをもう発していますので、ぜひ村としてもこれに沿って、この交付金を使って補助を出していただきたいと思ひますが、村長のお考えを伺ひます。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

制度については今、課長が申したとおりであります。何せ、民家の所有物なものですから、この辺同意とかいろいろ問題があるかと思ひますがけれども、まずはこういう制度があるということを広報紙等で知らせて、需要があればそれに応えていきたいと思ひております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 同意を得て需要があればということではなくて、村として国の金を使って、2分の1なんですけれども、金を使って、やっぱり村として補助制度をつくらないと、こういう補助制度があるから村民の方、もしこういう危険な塀があれば直してくださいと、こういう補助使えますので、半分の補助がありますのでぜひ願ひしますということやっていかないと、これは先へ進まないんじゃないですか。ぜひ、もう一度答弁願ひします。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えします。

説明不足で申しわけありませんでした。このことは補助があるということもすぐにも広報紙でお知らせして、検討というか、実施の方向に向かっていきたいと思ひます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） ぜひ実施する方向で検討していただきたいと思ひます。

それでは、次の2番目の質問に移りたいと思ひます。高齢者福祉対策についてお伺

いします。

1つ目として、公共施設に磁気ループの設置についてお伺いします。

磁気ループは音が聞き取りにくい方や補聴器の利用者、聴覚障害者などが話し声や音楽を聞きやすくする設備です。アンテナとなる磁気ループを部屋に設置し、ループの中に参加者が着席し、自分の補聴器や受信機を通してマイクからの音声を鮮明に聞くことができるものです。この磁気ループの種類は市民会館、文化センターなどに常設するものから、移動型、ヘッドホン型、耳かけ型、または役所の受付等に設置をして利用されています。また、移動式型は住民に貸し出すことができ、コミュニティセンターでの集会などに利用され、大変喜ばれていると聞いています。

聴覚障害者は手話通訳の支援もありますが、高齢による難聴者のほとんどの方は手話を理解することができません。今後ますます高齢化社会を迎え、高齢者に対応した高齢者福祉対策が求められてきています。高齢による難聴者は、70を超えると約半数の方が国民の方、国民の10人に1人の方が難聴と言われています。老人性難聴は、1,000万人を超えると予想されております。難聴になると、人とのコミュニケーションがうまくいかず、社会や家庭から孤立し、認知症や寝たきりになり、介護状態になりやすいと言われます。多くの自治体では、2025年対策として、また福祉のまちづくりとして社会施設や会議、文化センター、総合受付などに設置しているところも増えてきています。村でも、高齢者の健康促進と社会参加を高めるために磁気ループを設置するべきと思いますが、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

公共施設に磁気ループの設置についてのご質問でございますが、磁気ループシステムは施設への常設型や会議室や窓口に設置する可搬型があります。現在、西郷村では役場を含め、公共施設に磁気ループを設置しているところは残念ながらありません。近隣市町村では、白河市が平成24年度に地域支え合い体制づくり事業として1セット約38万円のを3セット購入し、高齢者支援係窓口への設置、貸し出しを行っておると聞いております。福島県聴覚障害者情報センターでは、県民を対象に機器の貸し出しも行っております。

議員お話ありましたように、高齢者が進むにつれ、ますます難聴者の増加が予想されますので、今後、機器の貸し出しの要望があった際にはご案内するとともに、磁気ループをホールや会議室など施設に設置している自治体の利用状況や窓口等で使用している例を参考に、バリアフリー化を進め、補聴器をしている方の不便を解消し、少しでも多くの社会参加ができるよう、状況に応じ検討してまいりたいと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） ぜひ、福祉の村づくりの一環として今後取り組んでいただきたいと思います。

次に、高齢者福祉対策の2つ目として、パークゴルフとグラウンドゴルフ場の整備についてお伺いします。

これまでも何度か質問してきましたが、村ではパークゴルフやグラウンドゴルフなどが盛んに行われておりますが、公式のグラウンドが整備されておりません。グラウンドゴルフは野球場のサブグラウンドなどを利用して、あき状態を見ながらプレーをしております。パークゴルフは、太陽の国敷地内で公式のコースではなくプレーをしています。

今回伺いたいことは、パークゴルフ場は仮のゴルフ場なので、競技する会員の方々がコース等の整備をして利用しています。競技場には駐車場やトイレが整備されておりません。現在、駐車場として利用しているところは親水公園の駐車場を利用しているので、親水公園に遊びに来る家族などが駐車する場所がなくて問題になっています。

親水公園は、川と公園があり、村民の憩いの場所となっています。特に、夏は子どもたちが川遊びができる唯一の場所です。村民の方から、孫を連れて遊びに行ったが、駐車する場所がないとの苦情がありました。現状をお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（緑川 浩君） 7番藤田議員の質問にお答えいたします。

パークゴルフの運営につきましては、西の郷スポーツクラブが行っております。今後、施設利用者に対しまして、公園利用者の駐車スペースを確保するようにお願いする次第でございます。また、太陽の国に駐車場をお借りできるようにお願いしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中ではありますが、ここで午後1時まで休憩いたします。

（午前11時58分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（白岩征治君） ここで議長よりご報告申し上げます。9番秋山和男君が所用につき中座いたしますとの届けがありましたので、ご報告申し上げます。

それでは、休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。7番藤田節夫君の一般質問を許します。7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 駐車スペースを設けていきたいということですが、どこを予定しているのか、それと親水公園の駐車場、結構台数は置けるんですけども、今、ちょっと私見てきましたけれども、トイレ用駐車だから止めないください、もう看板書いてあるやつが見えないくらいになっちゃっているんですけども、そういったことである程度制限する。でも、夏場はちょっと子どもさんいっぱいあそこ家族連れで来ていますんで、夏はちょっとあれなのかなと思いますけれども、その辺の駐車スペースの件とその辺の検討もお願いしたいんですけども、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（緑川 浩君） 藤田議員の質問にお答えいたします。

太陽の国の駐車場の場所なのですが、太陽の国、真ん中の道路あるのですが、あの中央道路、そちらの右側、甲子に向かって右側に広場があるのですが、そちらをお借りしているところです。そちらの広場のところになります。

また、親水公園の看板の件ですが、そちらも建設課のほうで管理はしていると思うんですが、その辺も建設課とちょっとお話をしまして、協議をしまして検討していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今でも駐車場は確保してあるということなんでしょうけれども、やっぱり遠いということで皆さん利用しないのかなと思いますんで、その駐車場の件に関してはある程度徹底していただいて、夏以外はあそこを利用してもいいのかなとは思いますが、夏場は何か考慮していただきたいなと思いますんで、よろしくお願いたします。

それと、あそこ公園ですか、あの公園にトイレも設置してあるんですが、あのトイレも冬場になると4か月ぐらいですか、結局使用禁止ということで、凍結するんでそうなると思うんですが、ただパークゴルフは雪があればもうやれないんですが、雪がなければそこでやっていますんで、ぜひあそこのトイレの隣にでも仮設トイレを設置、4か月くらいでも期間設定でいいと思うんですが、以前大分女性の方にそういった話を聞いていますんで、仮設トイレなどを設置したらいかがかと思いますけれども、お伺いします。

○議長（白岩征治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（緑川 浩君） 藤田議員の質問にお答えいたします。

こちらも親水公園というふうになっておりますので、今後建設課と協議をしながら検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） その点は了解いたしました。

あと、やっぱり公式なパークゴルフ場とかグラウンドゴルフ場、村長は総合運動公園の整備をしていくということで、その辺の頭も入っているとは思いますが、昨年ですか、北海道の南幌町、研修にも行ってきて、課長も一緒に随行したんでわかると思いますけれども、そういったところも参考にしながら、ぜひ整備のほうにも新しく整備していただきたいと思いますんで、検討のほうをよろしくお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

最後に、デマンド型乗り合いタクシーの実証実験について伺います。

6月の定例会でデマンド型乗り合いタクシーの実施について質問をしましたが、村長は社会的な課題となっている高齢者などの交通弱者の対応として、使用目的にかかわらず、より多くの方が利用できるようバスや鉄道のような公共機関の一つとしてデマンド型乗り合いタクシーの導入を検討するため、本年度から実証実験を行い、本格運営を目指していくという答弁でした。今年度から実証実験をしていくということですが、今後の計画をお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 7番藤田議員の一般質問にお答えいたします。

本年度実施しますデマンド型交通の実証実験の内容でございますが、まず、利用される方は事前に村に利用登録をしていただきます。次に、利用したい日の前日までに実証実験を請け負う交通事業者にて電話で予約をしていただきます。実際の利用につきましては、高齢者外出支援事業で使用している車両3台を使いまして、平日の午後2時から午後5時までの時間で無料の乗り合い運行をする予定でございます。

実証実験開始の時期につきましては、事業周知の期間も必要ですので、本年12月ごろにスタートしたいと考えております。また、実証実験ではデマンド型交通に対する需要規模や利用者のニーズをアンケートなどで把握しまして、利便性の向上や交通事業が持続可能なものか検討していきたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 外出支援バスを使って、午後2時から外出支援バスが、2時ごろ終わるんで午後2時から5時ぐらいまで時間的にはやっていきたいということですが、実証実験としては午後2時から3時ではほとんど利用する人がいないのかなと。やっぱり午前中ね、お年寄りの方は午前中出かけて、2時、3時帰ってきて水戸黄門を見るというようなスケジュールなのかなと思いますんで、この午後2時、5時はあまり参考にならないと思いますが、その辺どう思っていますか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

本年度実施します実証実験は、デマンド型交通導入に向けた検討の第1段階というふうに考えております。運営事業者の体制や外出支援事業との制度の整備が必要になりますが、来年度を目途に次の段階で利用を朝から夕方までに延長し、最終的には利用者の方から乗車料金をいただいて、実際に行う運営方式に近いもので実証実験を行いたいと考えております。

また、実証実験期間中は、本年と同様アンケートや需要の調査を行い、本交通事業が財政面を含めて持続可能な運営ができるか検討してまいりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） システム等のやり方等もあるんで、第1段階としてやっていきたいと、来年度からは朝から夕方までの形で実証実験をやりたいということですが、利用できるエリア、最初から全てのところとはいかないと思いますけれども、利用できるエリアまたは目的地などは今考えているのか、お伺いします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

運行エリアにつきましては、289号線を境に北部と南部に分け、役場より西側、甲子方面ですが、そこを中部として3地区に分けますが、北部と南部で不足している

ところを中部が補助する形態を検討しております。

また、行き先につきましては、当面は自宅から役場、新白河、イオン、病院などを考えておりますが、今後利用者の意見を伺いながら、利便性が向上するよう検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 自宅、役場、イオン等ということで、今、高齢者外出支援で行っているのと同じかなど。実証実験をやっていく中で、またアンケートを村民からとりながら、目的については考えていきたいということでしょうけれども、料金は幾らぐらいに設定するのか、お伺いします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

料金ですが、実証実験は無料でスタートいたしますが、いずれは有料とし、1回500円程度を想定しているところでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 実証実験では無料と、これは県からの補助もあるのかな、そういったのでやると思うんですけども、本格運行は、じゃ平成32年度と考えて、思っ
てよろしいでしょうか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

本格運行いつかということですが、実証実験1年程度かかるかなというふうに考えております。それで、その後、本格運用につなげていきたいということで、平成32年度を目標として考えておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） ある程度了解しましたけれども、今、高齢者ドライバーによる交通事故が連日のように報道され、子どもたちを含む多くの方々がその犠牲になっています。運転免許証の自主返納する方も増えてきていますが、免許証を返納してしまえば、返納後の交通手段が心配でなかなか返納に踏み切らないのが現状です。高齢化社会や交通弱者への対応として、デマンド型乗り合いタクシーは喫緊の課題です。近隣の自治体でも、二本松市では75歳以上の方々のバス料金や福祉タクシー、デマンド型タクシーなど無料化が来年4月から実施されます。また、塙町では800円を超えたタクシー運賃を助成することになりました。

県では、急速な少子化、過疎化の進行により、公共交通を取り巻く環境の悪化により、高齢者等の移動手段確保に対応する事業をする自治体に最高700万円の補助をすることを決定しました。村でも、本格運行にスムーズに移行できるように対処していただきたいと思います。高齢者にとっては、大変明るいニュースです。使い勝手のよいものになるように期待しまして、私の一般質問は終わります。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第6、14番大石雪雄君の一般質問を許します。14番大石雪雄君。

◇ 14番 大石雪雄君

1. 役場の改築について
2. 一般行政について

○ 14番（大石雪雄君） 14番、通告順に従いまして一般質問を始めます。

1点目なのですが、役場の改築についてであります。

役場は、昭和47年に新庁舎として新築されました。その間、現在にわたってマスタープランで昨年度策定が示され、どのように動きが出てくるのかなという考えでございましたが、確認の意味で一般質問を5つの枠で質問を進めてまいりたいと思います。

最初なのですが、庁舎は昭和47年に改築しました。当時、隣にある生活改善センター、そして小田倉小学校の体育館ということで、47年の前に同じ時期に施工されたということを西郷村の百年史であらわされております。

そんなことで、最初に述べたように、この庁舎は問題点はないのかということで、1点目としてお聞きしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 14番大石議員の質問の第1、現状庁舎の問題点についてとにお答えいたします。

現在の役場庁舎は、昭和47年に竣工し、築46年が経過しております。その間、村の拠点として重要な役割を果たしてまいりましたが、行政需要の多様化に伴う事務量の増加などにより年々手狭となり、事務効率や住民サービスの低下を招いております。そのため、庁舎や生活改善センター等の部分的な改修や庁舎機能の分散化等を行い対応してまいりましたが、建物の老朽化、手狭な状況は解消されないまま、排水、空調設備や電気系統の老朽化、多目的トイレの不備、それから窓口の分散化で住民サービスや効率的な事務執行に来しているのが現状でございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○ 14番（大石雪雄君） 今、企画財政課長のほうから答弁をいただきました。全てにもう現在の庁舎では住民サービスは無理な状態になってきているなということを企画財政課長のほうから答弁をいただきました。

そんな中で、昼休みの大変貴重な時間に、住民生活課長のほうから当時の人口はどのくらいの人口なんだということで調べていただきました。当時、人口は1万598人と、そして今日現在の西郷村の人口は2万36人ということで、約倍の人口が西郷村には当時から見ると住んでいるんだなと、そのような観点に立っております。

そういう中で、職員数も大変当時よりは倍以下の職員ではなかったのかなと、そういう中で、もう既に手狭であり、職場も分散しない限りは職を、さらには住民サービスにはほど遠い話なんだなと、そのように案じているところであります。

強いて言えば、お客さんが来て、まず正面玄関に入って靴を脱いで、スリッパに履きかえて、そして入っていくわけですね。私、今日までの長い議会の中で、町村長、

もちろん神戸市にも行っていますが、研修に行った間で、げた履きを上履きにかえて入った記憶はないんですね。入ると、ロッカーの上に、手狭だからしようがないでしょうけれども山積みになっている。入ったらすぐにもう一望できますから、そして大きな看板立って課を示しているということで、そういう観点に立ってマスタープランも企画財政課で策定されたんだろうなど、そのように感じているわけでありませうけれども。それをとやかく課長に答弁いただいても、課長は執行者ではないので、なかなか信頼できない点もありますから、別なほうに入っていきたいと思います。

2点目として、耐震補強はどうなんだと、いっばしのうわさを聞くと、西郷村の耐震補強はがたがただという話を聞いているんですが、企画財政課長で答えできるならばお答えをお願いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

耐震補強についてでございますが、庁舎及び生活改善センターは昭和56年に規定された新耐震基準以前の建築でございます。平成19年度に実施しました庁舎及び生活改善センターの耐震診断では、耐震性能が目標構造耐震指標0.75を下回っております。耐震性に疑問があるという結果が出ております。耐震補強につきましては現在実施できておりませんが、補強等、それに伴う補修及び改修に億単位の費用が見込まれております。

また、庁舎の耐用年数、老朽化、さらに狭隘化、分散化、バリアフリー化への対応など、現状を勘案する中で庁舎機能を維持し、あらゆる事態を想定して、村民の安全・安心を確保するためには庁舎の改築が必要であるというふうに考えており、昨年度策定しました拠点づくり計画におきましても、庁舎の改築を位置づけているところでございます。

そのため、財源等も含め、早急に庁舎改築について検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 14番。うわさどおり、耐震強度は弱いんだということだと思います。

本来、総務委員会の委員が所管の事務である総務課、企画財政課に、住民生活課に質問するのはいささかご無礼な委員と思うんですが、先般、総務委員会で須賀川の市役所を見てきまして、その後、委員会やったときに、私は企画財政課長その他に職員のいる方の前で、だめだって役場は、区長が何々やってくれという、金ないからやれないという言葉を出しているうちは庁舎の話はするなど、そのように私は何度かは言わないけれども、委員会で一度だけ強い口調で言った以上、本当はこういう質問は2つの無礼講を通してするに値しない議員だと、そのようには思っておりますけれども。

いざ北海道の地震のような大きな地震が来たとき、大変北海道の方を例に挙げて申しわけありませんが、平成23年の3・11のような、もっと強度な地震が来たとき

に、役場は村民の、さらにはあらゆるデータを背負っていながら、耐震補強をしなかったから庁舎崩れたんだという言いわけはできないというのは、既にこのように調査してもらっている以上は、何が何でも補強をするか新築をしない限りは言いわけは絶対できないんだぞと申し上げておきたい、そのように思っております。

これについて、課長はいささか私の話もいつも聞いてくれているから、こんな場所でいつまでもやっている必要もないんですが、皆さん方に知っていただくためにもう少し続けさせていただきたいと思います。

今後の改築等についてでありますけれども、これも執行権、管理職である課長が答えられるかわかんないんですが、今後の新築等をどう進めていくかということでもありますので、村長、どうですか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今までお話聞いていましたけれども、本当にIs値、耐震なんですけれども、低いということで私も懸念しておりました。もう言いわけできない状況にありますので、平成30、31年度で拠点づくり、今あるんですけれども、さらに見直ししながら平成30、31年度で基本計画を作成していきたいと思います。策定に当たっては、村民等の人からいろんな意見を聞きながら、庁舎の建設に進めていきたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） さすが村長と、前向きのお答えをいただきました。

これは、役場で仕事をしている方の安全、そして、村の村民の宝物がここに寝ているんだということから考えると、やはり何が何でも早目にやっていったほうがいいのではないかなど。天は雨、地は揺れて、本来考えられない今年の暑さということで、何か神様怒っているのかな、神様に通じる人がいたら、どうか俺の悪いこと許してくれと謝りたいような、本当に子どものころに考えられない時期が来ていると思います。

そんな中で、再度しつこくなるんですが、防災拠点としての位置づけでマスタープランで出ていたと。そうすると、防災拠点というのは、起きてほしくはないんですが、いろんな事案が起きてきたと。天も地もみんなどっちでもいい、起きてはほしくないが起きたが、そのための指導するための拠点なのか、それともこの庁舎が防災に適応された村民の方々を受け入れもできるような庁舎にするのか、その防災拠点についてどういう意味合いの防災拠点庁舎なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

防災拠点としての庁舎はどのようなものかということでございますが、東日本大震災をはじめ、熊本や大阪、最近では北海道など大規模な災害が各地で発生しております。現在の村の本庁舎等は東日本大震災では倒壊しなかったものの、耐震性度の不足や狭隘化、分散化等の状況から、防災拠点庁舎としての機能を十分に果たし得ないおそれがございます。

そのため、拠点づくり計画では、役場庁舎を安心・安全な暮らしを守る拠点として位置づけ、村民の生命と財産を守る災害応急対策の司令塔としての機能や関係機関との連絡調整など、重要な機能を果たす庁舎として考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 今、課長のほうから司令塔としてやっていきたいんだと、私は天と地との話をしましたけれども、Jアラートが鳴ったときに、どこに逃げるんだと、あらゆる村民の人は平等にそう言うと思うんですね。何か昨今、その原因になる方もまるやかになって、昨日あたりもにこにこしていたようですが、仲よくなってけんかすると大きいんですね。そもそも、水の合わない人が一緒に仲よくなって、ぶっざけたときはこれはおっかないんだ、絶対にね。倍返し来るから。

だから、Jアラートでさきの村長が、そんだったら——ちょっとすみません、失礼します。シェルター付きの庁舎つくったらいいんじゃないかなと、思い切ってね。そしてシェルター分は防衛省に出してもらおうと、庁舎は予算つかないと、それは結局村サイドが弱気になっていると思うんです。

沖縄のあるまちに研修に行ったら、立派な庁舎を防衛省につくってもらっているんですね。規模が違うんだかもわかりませんが。昨日ですか、13番議員が発電関係はどうなんですかという質問があって、村には入っていませんと。私もそれ聞いて、びっくりしました。OA機器だらけの庁舎の中で発電機も入っていないのかと、誰の秘密書類を扱っているんだ。

だから私の発想、これは私が夢を言っていると思って聞いていただきたいんですが、それこそ、村内でも乾物をもう既に何十年前から地下に貯蔵して持っているところありますよね、マスコミでやったことありますよ。そういうふうな結局は、考え方としては先進的な考え方を持った方もいるということで、できれば西郷の人口みんな入れるくらいのシェルターを防衛省につくってもらいましょう、村長。その上に、村の予算を上乗せして建物を建てましょう、どうですか。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） ということで、村長、私の意見も耳に入れて、あまり難しいときはやらないで、できれば発電機くらいは、発電装置くらいは防災拠点である以上はつけたほうがいいんじゃないかなと、そういうことを申し上げたいと思います。

最終的には、今ほど言った、つくるのにはお金ですよ。村に、企画財政課長、今すぐにつくれるくらいの予算はないですか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

今すぐに庁舎建てられるだけのお金はちょっとございませんが、庁舎建設のために基金がございます。公共施設整備基金が設置されております。11億円ほどございしますが、この基金を使いまして整備計画のほうを進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 私も勝手にね、前回の質問では給食センターつくれと、今回は役場庁舎つくれと、言うほうは簡単ですね、教育長ね。だけれども、やはり私らは、私の発想もありますけれども、やはり村民の声を聞きながら村に反映していくという意識からいくと、決して私は間違っていないなど、そのように自負もしております。

それで、まず、村民も交えた委員会もつくるという話なんですけど、目的基金の制度を制定してはどうかと、そのように思うんですね。それは、庁舎建設に対する募金を募って、1,000万円でもいいでしょう、1,000万円集まれば13番議員が指摘した発電施設はつくれるんじゃないかなという感じなんです。それよりも、そういうふうな目的基金をつくることによって、村の声も、つくるなというのも、つくれともいう、両方に出てくるかもわからないですが意識が高まるということで、村長、検討してみたいかでしょうか、検討するというところでどうでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

まずは、早くつくれということだと思うんです、結論はね。今、課長が言いましたように公共施設整備基金がありますし、また起債とかいろいろな手段、あとは補助があるかどうか、いろいろな手段を使いまして、早急につくっていきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 付け加えて申し上げたいんですが、防衛省なり文科省に行くときに、早く設計だけでもつくって、この部分が防災拠点になるところですよとか、学校給食センターだったら、この部分がほかの給食センターとは違うんですよという意味を見せるためにも、つくる、つくりたいは村長の手腕にはかかるとは思います、やはり早目に設計くらいはしておいたほうがいいのかなと、そのように思います。

ということで、次の質問に入っていきたいと思います。

何か今度の質問はふざけた質問みたいで、課長も物足りないかもわからないんですが、質問を続けていきたいと思います。

まず1点目なんですけど、通告の中では白河布引山演習場はどこにあるのかと、大変これ失礼なことを書いちゃったんです。私、認識不足だったんです。これも、教育長さんと生涯学習課で、いや、俺、白河布引山って、白河なんて入れやがってふざけていると言ったら、丁寧に教育長に指導されました。あれ、地名が白河布引山というんだそうですね。そして、隣は会津布引山だそうですね。課長、わかっていましたか。（不規則発言あり）その点も3つかその辺に分けて話したいんですが、この白河布引山演習場を西郷演習場って変えてみたらどうなのかなと、そのように思うんですが、課長、どうですか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

演習場に西郷の名前をとっておたがいでございますが、演習場は西郷村と岩瀬郡天栄村とにまたがって設置されている特定防衛施設でございますので、王城寺原演習場

などのように地名を採用したのではないかというふうに考えております。

また、特定防衛施設の名称につきましては陸上自衛隊部隊が決定しているということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 私は、名前がどうのこうの関係ないんですよ。歴史を探ると、この防衛省はすごく西郷のためには役に立っているんですよ。文化センターのために予算を出してくれて、総合グラウンドも予算を出してくれていると、全てですよ、総合グラウンドなんかは。さらには、昨今では二中の下のグラウンドの隣の公園は、あれは防衛省でつくったんですよ。防衛省でつくった話どころじゃないんですよ、あれ。あそこに図書館が10億円で建つ予定だったんですよ。ところが、1人の議員が反対したために防衛省予算を返しているんですよ、逆に、9億円も。それは、西郷村立幼稚園をつくるときもしかり、防衛省予算を返しているんです。だから、上げるという親に逆らっているんだか、つくれという人に逆らっているんだかわかんないんですけども、長い歴史の中にはそういう歴史があったと。

ですが、昨今、西一中の体育館をつくるのに防衛省予算が入っていないんですよ、あれ、ふざけているでしょう。何で総合公園つくるときに防衛省予算が入って、一中の体育館つくるときに防衛省予算が入らないと。それは、西郷村にありがたいがないからですよ。私だって、あのドカーンというときには心臓破裂しそうなきありますよ、私も、油断しているときはね。ですから、やっぱり西郷の名前をしっかり出して、そしてもっと強く言うべきだと思うんです。

先ほども言った住民生活課の課長に調べてもらった1万人のころには、ああ、いいよ、いいよ、予算上げますよと、この当時には役場をつくって、そして生活改善センターをつくって、あげくの果て、小田倉小学校の体育館まで3年間でつくっているんですよ。想定できますか。役場1つつくったら、そんなことできっこないんだよ。恐らくこれも防衛省予算が私は絡んでいたんじゃないかなと。当時、議員でもないし、西郷の百年史見てもちょっと記載がないからわかんないんですが、やはりもうちょっと、村民に迷惑かけている音だし、もうちょっと考えていただくべきなのかなと、そのように思います。

そして、今の前の質問の中でJアラートについて話ししました。いざ有事が起きたらどうなんですか。化学工場がある、鉄砲の弾つくっているところありますよね。そして自衛隊がある、攻められる的の一つだと思うんです。これは私の想定内だけで話しているんじゃないかと、私が首長のときに町村会に行ったときに、ある町長とお話ししました。昔、ここ空軍基地だか何かの基地だったんだと。随分広々していますねと。今、防衛省、沖縄が随分困っているようだから、じゃ防衛省の基地でも誘致したらいいんじゃないんですかと、いろんな面でプラスになると思うんですけども、有事のときに狙われちゃうと。だから、私はそれ以上の話をその首長には話をしませんでした。

ですから、そういう観点からいくと、もっともっと、地名なんかどうでもいいです、

やっぱり予算もらいに行くときは、選挙だって半分しか来ないくらいの村になったんだよと、新しい人が多い村なんですよと、騒ぎが起きたら誰が抑えるんですかと、あの音が大きいって騒ぎ起きたら誰が抑えるんだと。迷惑料下さいと言われてたらどうするんだと言ったらいいんじゃないですか。もっと強く防衛省に、もらえないで当たり前だから、強く言わなきゃならないと、私はそのように思っています。

次に、白河インターはどこにあるのかと、なぜ西郷と言わないのかと、何か子どもじみたことを村長に出しちゃっているんですが、先般、小学生を数名、私の車に乗せました。「おじちゃん、何で白河インターなの」「おじちゃん、何であそこ白河工場なの」、私説明しても始まらないから、「そうだよな、ここ西郷村だものな」と話しました。

村史を見るとインターチェンジの歴史については書いてありますが、強く言う必要もないんですが、当時から見ると1万人も増えているんですから、西郷村の認識を村民に植えつけるためにも働きかけをしたらどうかなと思うので、企画財政課長、熱のこもった答弁をお願いしたいと思います。

○議長（白岩征治君）　ここで、9番秋山和男君が着席いたしました。

それでは、答弁のほうをよろしくお願いします。企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君）　お答えいたします。

白河インターチェンジについてのご質問ですが、立村百年史にも記載があるとおり、東北自動車道白河インターチェンジは昭和48年に開通しておりますが、その誘致活動は昭和40年ごろから始まっております。白河地区へのインターチェンジ設置は、白河市を先頭に県南方部の町村会等が誘致活動を展開し、昭和40年7月に白河市に設置されることがほぼ内定したと記載がございます。その後、白河地区内でも具体的設置場所をめぐって関係自治体同士の駆け引きがあり、現在の小田倉地区に決定したようでございます。

インターチェンジの名称を西郷に変更できないかとおたじですが、NEXCO東日本郡山管理事務所に問い合わせをしました。インターチェンジの名称は関係自治体との協議により決定しており、NEXCO独自では決定しておりません。また、名称変更については、決定した経緯等から相当の理由がないと難しいという回答がございました。このことから、関係自治体間での協議があり、村も了承した上で名称は決定されたというふうに思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（白岩征治君）　14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君）　14番。私も百年史読んでいますので、およそ理解はできます。そんなところで、相手のあることですから、課長が言うのも当たり前のことを言っているんだと、そのように思います。ですが、ハイウエーのバスターミナルが西郷バスターミナルなど名乗っている以上、名前を変えられないのかなと。じゃ、俺言われていた小学生の子どもに、この文書を、課長から文書印刷してもらって、それを渡したほうが理解できるのかなと、そんなふうにも考えております。

ですが、西郷村の建設課の職員は、あのダイエーパチンコ屋のほうに向かっての土

手を、この会社に本当に草一本ないくらい刈ったんですよね。何年もかかりました、これ。建設課に頼んだほうがいいのかなと思うんだけど、どうでしょうね。それは冗談なんです。熱意さえあれば、ひざまずいてお願いしますと言ってれば、1回目はこの馬鹿野郎と思われるかわかんないけれども、3回もやれば、いや、これは熱意あるんだなと思うんじゃないかなと思うんだけど、どうでしょうね。

昔、私が議員になったばかりの村長は、今だったら大変なのかもわかんないけれども、企業誘致するには、山の長芋を村民を使って掘らせて、それを県の事務所に持って行って、何とかお願いしますとやったみたいです。その長芋がきいたんだか何だかは、それ以上の話も私も若かったから言える話ではないんですね。ですから、熱意さえあればいいのかなと。

私が議員になるときに、県職員上がりの私の友達のお父さんが私に教えたんですね。大石君はまだ若いんだから、課長に頼むときは後ろに回って肩もみながら頼んでみろって。課長は、こんな若造、しょうがない、やってやるかとなると。だから、そうやれと。そういう、何というだっぺな、真心を込めて話をすればどうにかなるかもわかんない。やってみっけ、課長、どうですか。山芋はだめだよ。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

何事も熱意を持って誠実にやっていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） ただ冗談ではなくて、人は血が流れて、涙も持って、笑顔も持っている。そういう中で、建設課の職員が一生懸命やったら、本当におらげの前の道路をずっと行って、カルバートの手前から、左側を見るとすごいきれいになっています。とにかくあそこに鳥の巣が食われちゃって、稲が食われて食われてどうしようもなかったみたいなんだ。そういう観点からいくと、やはりどんな偉い人でも3回頭下げたら、この馬鹿とは言わないと思うんですね。それを信念に、ぜひ頑張ってください。参考にしたかったら、建設課に行って、よく教わってきて、そして頑張ってください。

それで、そういうところでこの西郷の命名は、白河イオンが白河西郷店、そしてウエルシアが西白河西郷店とつけて立派に商売やっている店もある。ですから、これから来る企業にはぜひとも西郷村を誇りに思って、誇りにして、白河をつけてもいいですから西郷も入れてくださいとか、そういうふうな検討も必要なのかなと申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。ぜひ、村長、達成に向けて頑張ってください。

終わります。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（白岩征治君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日 9 月 21 日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。
本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 1 時 55 分)

